

静岡県告示第55号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年2月3日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊東修善寺線	伊東市広野一丁目262番の17から 伊東市広野二丁目240番の11まで	平成29年2月3日